

宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）  
指定管理者候補者の選定について

1 指定管理者候補者

公益財団法人 宝塚市文化財団  
代表者 理事長 山崎 之嗣  
所在地 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号

2 指定期間

平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日から平成 36 年(2024 年) 3 月 31 日まで

3 候補者選定までの経過

- (1) 第 1 回選定委員会開催 選定方針、選定基準等を決定

日時：平成 30 年（2018 年）6 月 7 日（木） 9:30~10:30

場所：市役所 3-3 会議室

- (2) (公財) 宝塚市文化財団へ指定管理者指定申請書の提出を依頼

日時：平成 30 年（2018 年）6 月 8 日（金）

- (3) (公財) 宝塚市文化財団より指定管理者指定申請書を受理

日時：平成 30 年（2018 年）7 月 9 日（月）

- (4) 第 2 回選定委員会開催 プレゼンテーション、ヒアリング、審査及び候補者の決定

日時：平成 30 年（2018 年）7 月 31 日（火） 15:00~17:15

場所：市役所 特別会議室

4 指定管理者の選定を非公募で行う理由

(公財) 宝塚市文化財団は、平成 6 年（1994 年）の設立以来、宝塚市の文化芸術振興の推進母体として、また、これまで 4 期にわたる指定管理者として、本市における文化振興全般を熟知しており、豊富な芸術文化事業の経験と市内の文化団体との信頼関係を基盤としてベガ・ホール、ソリオホール及び宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）それぞれの施設の特色を活かした管理運営を行っていることから、宝塚市指定管理者制度運用方針 2-(2)-イ「施設の管理に当たり、当該指定管理者の長期継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等を特に必要とし、指定管理者の変更になじまない場合」に該当するとして非公募で選定を行った。

## 5 選定委員会における審査

### (1) 選定委員会委員

|     |        |                          |
|-----|--------|--------------------------|
| 委員長 | 小石 かつら | 関西学院大学文学部 准教授            |
| 委員  | 越知 昌賜  | 特定非営利活動法人 宝塚 NPO センター 理事 |
| 委員  | 越智 彰   | 税理士                      |
| 委員  | 水島 道子  | 宝塚文化財ガイドソサエティ 会長         |
| 委員  | 後藤 峯雄  | 市民公募委員                   |

### (2) 選定方法

- ア 選定を行うため、評価項目と配点を設定し、5段階評価の評価基準を設定した。
- イ 委員5名の評価点を合計して750点満点とし、450点(60%)を必要最低点と定めた。
- ウ 申請者の提案内容を確認するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価した。
- エ 必要最低点を上回ったため、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを意見交換の上、候補者として選定した。

### (3) 選定委員会における評価結果

評価点(750点満点) 574点

### (4) 選定理由

- ア 当該団体は、これまで宝塚市において多種多様で質の高い芸術文化事業を行ってきており、豊富な実績と経験に基づく安定的、継続的な事業展開を行う能力と意欲が十分に認められる。
- イ 当該団体は、当該施設並びに文化関係団体等様々な文化の担い手を熟知しており、施設管理運営に関して十分な経験があり、今後も各施設の特性を最大限に生かし堅実で安定した運営が見込める。
- ウ 採点結果が750点満点中574点(76.5%)であり、必要最低点である450点(60%)を上回っている。

以上のことから、当該団体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断した。

### (5) 意見

指定管理者制度に基づく施設管理については申し分ないと判断しているが、実施する事業について、より一層市民への周知を行い市民と一体となって作り上げていくような協働に努めてもらいたい。また、観光客やビジターのほか移住者を呼び込むため、市外への魅力発信にも取り組むことを望むものです。

なお、財政状況は概ね良好であるが、予算計画においては、自己財源からの充当の抑制に努めながら事業展開に取り組んでいただきたい。

## 6 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下のスケジュールで業務の開始に向けて準備を進める。

|                         |                                   |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 平成 30 年(2018 年) 10 月中旬  | 指定管理者を指定する告示<br>指定管理者指定書の通知       |
| 平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日 | 基本協定・年度協定締結<br>新たな指定期間における管理運営の開始 |

